令和6年3月号	**交番だより**	三　田　警　察　署 ウッディタウン中央交番

犯罪発生状況　（令和６年１月１６日～２月１５日）

種　別	件数	概　　要	犯人像
器物損壊	1件	けやき台5丁目において、公園内のベンチが壊される被害が発生しました。	不詳
器物損壊	1件	けやき台1丁目において、車を傷つけられる被害が発生しました。	検挙
窃盗	3件	けやき台1丁目の商業施設において商品を盗まれる被害が発生しました。	検挙

◆　地域ぐるみで子供を非行と犯罪から守ろう　◆

進学・進級や就職等を機に、子どもにスマートフォン等を購入される保護者の方も多いと思います。

しかし、子どもたちがSNS等を通じて、「高額報酬」等の誘いに乗ってアルバイト感覚で「闇バイト」に応募し、特殊詐欺等の犯罪に加担し検挙される事件や、中高生が興味本位で大麻等の違法薬物を入手する事案が増加しています。

子どもが出す「危険なシグナル」を見逃すことなく、子どもに対して、常に自分のことを気にかけている「大人の目」があることを伝えましょう。

子どもたちを守る対策

■　保護者の皆さん自身が関心を持ちましょう

○　子どもたちがスマートフォンやパソコン等をどのように使っているか確かめる。

○　違法・有害な情報の危険性を教える。

- SNS等に個人情報を書き込まない。
- SNS等で知り合った人と絶対に会わない。
- 薬物、家出、自殺サイトなど、有害な情報を閲覧しない。
- 子どもとインターネットの利用方法についてよく話し合い、家庭でルールを決めておく。

■　フィルタリングサービスを利用しましょう

青少年インターネット環境整備法や青少年愛護条例では、保護者は

○　子どものインターネットの利用状況を適切に把握しなければならない。

○　子どものインターネットの利用に伴う危険性等について認識し、健全な判断能力の育成を図らなければならない。

○　子どもの携帯電話等にはフィルタリングを利用するなどの方法によりインターネット上の有害情報を閲覧させない措置を講じなければならない。

などの義務が定められています。

また、携帯電話回線だけでなく、無線LAN回線（Wi－Fi等）やアプリケーションに対するフィルタリングの利用とお子様の年齢に応じた強度や利用時間の設定をお忘れなく！

少年相談室「ヤングトーク」　0120－786－109